

令和8年1月22日

東京都板橋区長 坂本 健 様

東京都板橋区資源環境審議会
会長 伊香賀 俊治

第五次板橋区一般廃棄物処理基本計画の策定について(答申)

令和7年1月16日付6板資資第409号により諮問のありました、標記の件について答申いたします。

諮問を受け、本審議会では清掃・リサイクル部会を設置し、審議会3回、部会6回の計9回にわたり審議を重ね、資源循環や廃棄物処理をめぐる国内外の状況の変化や板橋区一般廃棄物処理基本計画2025の達成状況、区民・事業者の皆様の意識・意向などを踏まえ、第五次計画にあたる板橋区一般廃棄物処理基本計画2035の策定について答申をまとめました。

本計画では、「人と環境が共生する循環型都市『エコポリス板橋』の実現」を引き続き基本理念として掲げ、「循環型社会の実現」(ごみを出さない社会)と「循環型廃棄物処理システムの構築」(環境負荷の少ないごみ処理)を達成目標としました。達成目標の実現に向けた新たな視点として、「サーキュラーエコノミー」(循環経済)を見据え、処理の優先順位を徹底し、区民・事業者・行政のそれぞれの行動の変容を後押しする環境を整えることとしています。

こうした基本理念・達成目標のもと、「ごみ処理基本計画」においては、多様な区民に向け「伝わり、動いてもらう」、そして「共に創る」区民や事業者との共創型の【情報発信・普及啓発】、リサイクルよりも優先される【発生抑制(リデュース)・再使用(リユース)】、古紙類やプラスチックを重点項目とした資源の【再生利用促進(リサイクル)】、収集担い手の減少に対応した強靱で持続可能な【収集運搬】、都市型・局地災害にも対応した【適正処理・処分】といった取組の方向性をまとめました。

また、食品ロスについては、食品ロス削減推進法に基づく「食品ロス削減推進計画」として本計画に含めることとし、家庭・事業所別の取組や、成果の「見える化」等、取組の方向性をまとめています。

これらの個別計画においては、取組指標を設定し、進行管理を適切に行えるようにいたしました。

さらに、「生活排水処理基本計画」では、区内で発生するし尿・浄化槽汚泥の適正処理体制を維持するための取組を提示しています。

行政はもとより、区民・事業者といった地域社会を構成するすべての主体が、本計画の取組を推進することにより、人と環境が共生する循環型都市「エコポリス板橋」が、より一層発展していくことを切望いたします。